

宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 1 月 15 日告示第 6 号
改正平成 26 年 11 月 4 日告示第 170 号
改正平成 28 年 1 月 12 日告示第 4 号
改正平成 28 年 10 月 24 日告示第 162 号
改正平成 30 年 3 月 5 日告示第 86 号
改正平成 30 年 10 月 19 日告示第 242 号
改正令和元年 11 月 27 日告示第 84 号
改正令和 2 年 5 月 7 日告示第 92 号
改正令和 3 年 4 月 1 日告示第 54 号
改正令和 4 年 4 月 1 日告示第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和元年台風第 19 号による災害により被災した市内の住宅の早期再建に資するため、浸水宅地等の復旧に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成 17 年宮古市規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 令和元年台風第 19 号による災害の浸水等により被災した土地

(2) 浸水宅地等復旧工事 令和元年台風第 19 号による災害の浸水等により被災し、安全性が損なわれている状況にある宅地の安全性を回復するために必要な工事をいう。

(交付対象等)

第 3 条 補助金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する宅地又は土地の所有者、管理者若しくは占有者（以下「宅地所有者等」という。）又は当該宅地所有者等の同居の親族であって、当該宅地に係る浸水宅地等復旧工事を実施したもの（宅地の管理者若しくは占有者又はこれらの者の同居の親族にあっては、当該宅地の所有者から承認を受けた者に限る。）に交付する。

(1) 市内にある宅地（営利を目的とする不動産事業の用に供する宅地を除く。）であること。

(2) 令和元年台風第 19 号による災害の発生の日に居住の用に供していた宅地又は当該宅地に隣接する土地であって、令和元年台風第 19 号による災害の浸水等で被災し、当該宅地の機能を復旧するものであること。

2 補助金の交付の対象となる浸水宅地等復旧工事は、次に掲げる工事であって、当該宅地に係る浸水宅地等復旧工事に要する経費の合計額が 20 万円以上であるものとする。

- (1) のり面の保護
- (2) 排水施設の設置
- (3) 地盤の調査、補強及び整地
- (4) 擁壁の設置及び補強（擁壁の除去を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宅地の安全性の回復に市長が必要と認めるもの

3 補助金の交付については、対象となる宅地につき1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、浸水宅地等復旧工事に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（申請書等の様式）

第5条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。ただし、第4号に掲げるり災証明書については提出を省略することができる。

- (1) 宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) り災証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助事業の軽微な変更）

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をする場合
- (2) 事業種目を変更する場合

（変更の承認申請）

第7条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市浸水宅地等復旧支援事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市浸水宅地等復旧支援事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の決定通知）

第8条 規則第7条の規定による通知は、宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（申請の取下期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（事情変更等による決定の取消し又は変更の通知）

第10条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市浸水宅地等

復旧支援事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第7号）により当該取消し又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による報告は、次により行うものとする。

- （1）宮古市浸水宅地等宅地復旧支援事業完了実績報告書（様式第8号）
- （2）事業実績書（様式第2号）
- （3）収支精算書（様式第3号）
- （4）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第14条の規定による通知は、宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 規則第16条の請求は、宮古市浸水宅地等復旧事業補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年1月4日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この告示は、平成25年11月4日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の宮古市浸水宅地復旧支援事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により補助金の交付の対象となった宅地で、改正前の要綱第4条第1号に規定する面積であり、かつ、同条の規定により算定した額が同号に規定する補助金の上限額を超えるものについては、この告示による改正後の宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第1項第4号の規定にかかわらず、当該宅地について1回に限り、改正後の要綱の規定による補助金の交付の対象とする。
- 3 前項の規定により、当該宅地に係る補助金の交付を受けようとする者（その者が死亡している場合にあっては、その相続人）が、改正後の要綱の規定により補助金の交付を申請した場合は、改正後の要綱第4条の規定により算定する補助金の額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額の補助金を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年8月30日から適用する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付の決定がされる補助金から適用し、施行日前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年11月27日から施行し、この告示による改正後の宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、令和元年10月12日以後の申請から適用する。

附 則

この告示は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付の決定がされる補助金から適用し、施行日前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市浸水宅地等復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付の決定がされる補助金から適用し、施行日前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。